

広島県告示第四百六十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所において、令和五年四月三日までの間、縦覧に供する。

令和五年三月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
一般国道二七五号	三次市日下町字狐原一〇一九一番四地先から 三次市作木町香淀字唐谷一五〇一番二地先まで	令和五年二月二六日
一般国道四二三号	三次市作木町香淀字唐谷一四九八番地先から 三次市日下町字狐原一〇一九一番四地先まで	令和五年二月二六日
一般国道四二四号	三次市作木町香淀字唐谷一四九八番地先から 三次市日下町字狐原一〇一九一番四地先まで	令和五年三月二六日